

「特定秘密保護法」を廃止しよう！

— 3月7日 衆院内閣委員会 —

政府が「適性評価」に「共通番号」の利用を検討すると明言

安倍政権は集团的自衛権行使の合憲化や原発再稼働をはじめとした国策に反対する団体・市民の監視と統制を一挙に強化するためにも、年内に秘密保護法を発動できる準備を進めています。

秘密保護法によって、秘密を取り扱う公務員・民間の契約業者らに対して、「特定有害活動」「テロリズム」との関係、「犯罪歴」「経済的状况」等に関して調査を行う「適性評価」が導入されました。この「適性評価」は思想調査そのものであり、思想・良心の自由、プライバシーの権利をはじめとした基本的人権を真つ向から侵害するものです。「適性評価」を行うのは「行政機関の長」とされていますが、「評価」のための情報を実際に収集するのは警察庁・警視庁等の公安当局者です。

東京新聞 1月9日付

3月7日の衆院内閣委員会で、政府の向井・内閣官房審議官は、「適性評価の実施」について「今後、その内容や方法等の詳細についての検討が進められる」としたうえで、「番号つきの個人情報取り扱いについても、その

検討の過程において検討する」「その「適性評価の」検討が定まった上で番号法の政令に規定するかどうかも決められる」と明言しました。政府は、「共通番号」を使って、「適性評価」のための個人情報収集することを画策しているのです（*）。

安倍政権は、国家が国民一人ひとりにつけた番号で個人情報を一元的にコンピュータ管理する「共通番号法」を制定し（昨年5月）、2016年1月から共通番号制度を実施する準備を進

秘密法「適性評価」身边調査

警察権限拡大に懸念

機密漏えいに厳罰を科す
特定秘密保護法に基づき、
保護する特定秘密を扱える
人物かどうか身边を調べる
「適性評価」は、警察庁な
ど公安当局が実施主体とな

る。対象者は、府省庁職員
や防衛関連企業の社員ら数
万人単位に上ると推定され
る。公安当局による個人情報
報の収集が強化され、警察
官僚の権限肥大化やプライ

バシー侵害を招く懸念が指摘されている。

適性評価の運用基準は、有識者でつくる「情報保全諮問会議」の意見を首相が聴き、法施行までに策定する。ただ政府は対象者数や調査方法の詳細を明らかにしておらず、恣意的に運用される可能性が拭えない。政府はこれまでの国会審

めています。そして、警察は、顔認証システムを装備した監視カメラネットワークの配備を全国で進めています。国民のプライバシーを丸裸にし、(どこ)の誰が・いつどこで・何をしたのか)を把握し管理することを狙ったこれら国民監視の強化を、秘密保護法と結びつけて、集団的自衛権行使の合憲化をはじめとした戦争準備を進めているのが安倍政権です。監視社会化に反対すると同時に、集団的自衛権行使の合憲化や原発再稼働に反対するみなさんと共同して、「特定秘密保護法」の廃止をかちとろう！

(*) 政府は閣議決定だけで——国会での審議と法改正の手続きをとることなく——、「共通番号」をつけた個人情報(第三者への提供を可能とするために、「共通番号法」に「政令で定める公益上の必要がある時」という例外規定をつくりました。安倍政権は、この例外規定を利用して、「適性評価」に「共通番号」を使うことを画策しているのです。

毎日新聞 3月3日付

政府は3月28日に、「マイナンバー法【共通番号法】施行令」を閣議決定しました。
 この施行令(政令)において、政府は、「破壊活動防止法」「国際捜査共助法」「暴力団対策法」「組織犯罪処罰法」など、26項にもとづいて、警察などが「共通番号」をもとに幅広く情報を収集し、保管することができるようにしたのです。

政府は2月、日本国内に居住する全員に12けたの番号(「マイナンバー」)を割り当て、個人情報(社会保険や課税などの分野で利用する個人番号法(昨年5月成立)の施行令案を公示した。施行令案では、情報の捜査機関への提供が幅広く認められ、厳格な「法の目的を逸脱している」「過去の国会審議と矛盾する」など批判の声が上がっている。

時流 底流 [マイナンバーの捜査利用]

「法を逸脱」批判強く
 幅広い例外規定
 号は「政令で定める公益上の必要がある時」は情報(第三者への提供を認めている。この「例外」

- 個人情報が認められる主な分野 (個人番号法の施行令案に基づく)
- ・独占禁止法の犯則調査
 - ・検察審査会法の審査
 - ・少年法の調査
 - ・破壊活動防止法の処分請求
 - ・国際捜査共助法の共助や協力
 - ・暴力団対策法の立ち入り検査
 - ・麻薬特例法による共助
 - ・組織犯罪処罰法による共助
 - ・団体規制法に基づく調査
 - ・個人情報保護法に基づく事業者から国への報告
 - ・犯罪収益移転防止法による立ち入り検査
 - ・国際刑事裁判所協力法に基づく協力



預金口座にマイナンバー

政府検討、開設時に登録
 脱税や資金洗浄 防止

個人の預金先 一体で把握しやすく
 個人情報保護
 非税サービス
 預金の増加促進

マイナンバー(個人ID)を
 生体

AC口座 口座 CC口座

●税関や不正型紙、マネーロンダリングを防止
 ●利子所得が源泉徴収に適用
 ●ペイオフ時の預金払いしやすく

日本経済新聞 3月18日付